**⑦　その他**

* 回復施設では、アルコール依存症の背景に発達障がいなどがあるような方も増えており、これまでのプログラムは対応できないので、スキルアップが必要。
* 学校等で体験談を語る際には、その地域になじみがあったり、比較的年齢が近い回復者による語りが有効ではないか。
* アルコール関連問題啓発週間の取組みについて行政としてもっと大々的に取組むべきではないか。
* 外食における飲酒の様式も多様化しており、いわゆる「飲み放題」プランも減少している。

**②　飲酒を原因とする家庭内暴力への対応について**

* 家庭内暴力という視点のみで問題をとらえられており、飲酒問題という視点が欠落しているのではないか。
* アルコールへの依存の背景に、ネグレクト・飢餓体験・面前DVなどの問題がある場合がある。
* 子育て支援関係部署との連携も重要。

**③　就労に関する具体的取組みについて**

* 回復施設を就労までのステップに利用する、あるいはその人にあった就労の機会を提供することも可能。
* 回復施設での就労支援を行っていく上で重要な基礎となることは、回復生活プログラムと自助グループに通う生活リズムへの支援、と考えている。
* 回復施設のことを、さらに周知する必要がある。

**④　特に配慮を要する者のうち「未成年者」について**

* 飲酒防止教室などで予防を進めているが、依存症家庭への支援の課題がある。
* 飲酒防止教室が教師の対応力向上や、依存症家庭への介入の糸口につながりうるので、学校と保健所等との連携体制の構築が必要。

**⑥　飲酒運転者への介入について**

* 飲酒運転者への指導の場を活用して、相談機関の周知・啓発を実施している。
* 飲酒運転者のうち、アルコールの問題がある可能性がある人を専門医療機関等へつなぐシステムは、他府県の実情を踏まえると実績が少ない。今後、方策をしっかりと検討する必要があるのではないか。

**⑤　特に配慮を要する者のうち「高齢者」について**

* 高齢者については、どの段階で専門医療機関につなぐのかのラインが分かりにくい。
* 飲酒の問題について伝えても「もう十分生きた」などと言われる。
* ケアマネージャーもアルコールの問題については十分理解しているので、どの段階で専門支援機関につなぐのか、その見極めができるようなツールがあれば有用。
* これまで未成年向けの教育媒体を作成してきたので、今後は高齢者向け・介護現場向けの資料の作成が求められている。

**①　女性の飲酒について**

* ソフトドリンクと見分けのつかないようなアルコール飲料が増えており、女性が手に取りやすくなっている。
* またストロング缶の影響が大きいのではないか。

〇　計画進捗上の課題

* 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者割合について、男性は減少しているが、女性は微増している。
* 「家庭内暴力に関する相談のうち、飲酒を原因とする場合の対応」に関する取組みが未設定。
* 「就労に関する理解促進に向けた具体的取組み」については労働部局等と連携して具体的な中身の落とし込みが必要。
* 「特に配慮を要する者」のうち、高齢者等への対策はさらに取組みが必要。

〇　部会での議論

**令和元年度　第1回　アルコール健康障がい対策部会　主な論点まとめ（修正版）**